

令和 3 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 1 号議案～第 32 号議案

令和 3 年 2 月 24 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 1 号 議 案	<u>専決処分の承認を求めることについて (工事請負契約の変更)</u>	1
第 2 号 議 案	令和 3 年度 舞鶴市一般会計予算	別 冊
第 3 号 議 案	令和 3 年度 舞鶴市水道事業会計予算	〃
第 4 号 議 案	令和 3 年度 舞鶴市下水道事業会計予算	〃
第 5 号 議 案	令和 3 年度 舞鶴市病院事業会計予算	〃
第 6 号 議 案	令和 3 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計予算	〃
第 7 号 議 案	令和 3 年度 舞鶴市貯木事業会計予算	〃
第 8 号 議 案	令和 3 年度 舞鶴市駐車場事業会計予算	〃
第 9 号 議 案	令和 3 年度 舞鶴市介護保険事業会計予算	〃
第 10 号 議 案	令和 3 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算	〃
第 11 号 議 案	<u>舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について</u>	4
第 12 号 議 案	<u>舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について</u>	6
第 13 号 議 案	<u>舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について</u>	9
第 14 号 議 案	<u>舞鶴市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について</u>	10

第 15 号 議 案	<u>電源立地地域対策基金条例の一部を改正する条例制定について</u>	11
第 16 号 議 案	<u>舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について</u>	12
第 17 号 議 案	<u>舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例の一部を改正する条例制定について</u>	19
第 18 号 議 案	<u>舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例を廃止する条例制定について</u>	20
第 19 号 議 案	<u>舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について</u>	21
第 20 号 議 案	<u>舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について</u>	23
第 21 号 議 案	<u>舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について</u>	25
第 22 号 議 案	<u>舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について</u>	43
第 23 号 議 案	<u>舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について</u>	52
第 24 号 議 案	<u>舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について</u>	57
第 25 号 議 案	<u>舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会条例制定について</u>	62
第 26 号 議 案	<u>舞鶴市子育て交流施設条例の一部を改正する条例制定について</u>	65
第 27 号 議 案	<u>辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について</u>	66
第 28 号 議 案	<u>市道路線の変更について</u>	78

第 29 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 10 号)	別 冊
第 30 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 11 号)	〃
第 31 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 4 号)	〃
第 32 号 議 案	令和 2 年度 舞鶴市駐車場事業会計補正予算(第 1 号)	〃

第 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

工事請負契約の変更(専決第 1 号)

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第 1 号

工事請負契約の変更の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、工事請負契約の変更契約を締結することについて、下記のとおり専決処分する。

令和 3 年 2 月 1 日

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 契約の目的

旧市立舞鶴市民病院(西棟)改修工事

2 変更前契約金額

577,302,000 円

3 変更後契約金額

616,660,000 円

4 契約の相手方

丸富・坂根・丹和特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市字市場 202 番地 10

株式会社丸富建設

代表取締役 久富 美佐保

構成員 舞鶴市字森 184-3

株式会社坂根工務店

代表取締役 坂根 功一

構成員 舞鶴市字宮津口 51

株式会社丹和

代表取締役 谷口 洋史

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 11 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に改め、「月額」と」の右に「、「副市長」と」とあるのは「副市長」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」と」とを加える。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に改め、「月額」と」の右に「、「教育長」と」とあるのは「教育長」と、「合計額」とあるのは「給料の月額」と」とを加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和２年度において実施していた市長、副市長及び教育長の期末手当の特例措置を令和３年度においても実施したいので提案する。

第 12 号議案

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例

舞鶴市火災予防条例(昭和 48 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 47 条第 10 号」を「第 47 条第 11 号」に改める。

第 11 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の右に「電気自動車等(」を、「原動機付自転車をいう。」の右に「第 12 号において同じ。)をいう。」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第 11 条の 2 第 1 項第 12 号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するために液体を用いるものにあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。

イ 当該液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 17 条(見出しを含む。)中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第 3 号中「さく」を「柵」に改め、同条第 9 号中「充てん」を「充填」に改める。

第 47 条第 14 号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条第 10 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)

第 49 条の次に次の 1 条を加える。

(タンクの水張検査等)

第 49 条の 2 消防長は、前条第 1 項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

第 50 条第 8 号中「前条第 1 項の届出に係る」を「前条の規定に基づく」に、「検査」を「水張検査又は水圧検査」に改める。

別表第 9(18)の項中「第 49 条第 1 項の届出に係る」を「第 49 条の 2 の規定に基づく」に、「若しくは」を「又は」に、「タンクの検査」を「タンクの水張検査又は水圧検査」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

提案理由

関係省令の改正により急速充電設備の全出力の上限が 200 キロワットまで拡大されたことに伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 13 号議案

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成3年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 11 号)第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改めたいので提案する。

第 14 号議案

舞鶴市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

舞鶴市ふるさと応援基金条例(平成 20 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「舞鶴市の歴史・文化を活かした個性豊かな」を「個性豊かで魅力ある」に改める。

第 3 条中第 3 号を第 6 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(4) 子育て環境の充実に関する事業

(5) 特産品の生産振興及び販路拡大に関する事業

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 引揚げの史実の継承及び発信に関する事業

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

ふるさと納税制度によって受け入れた寄附金を本市のまちづくり施策に有効に活用するため、基金を用いて行う事業を追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 15 号議案

電源立地地域対策基金条例の一部を改正する条例制定について

電源立地地域対策基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

電源立地地域対策基金条例の一部を改正する条例

電源立地地域対策基金条例(昭和56年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 19 年文部科学省・経済産業省告示第 2 号」を「平成 28 年文部科学省・経済産業省告示第 2 号」に改め、「交付金を」の右に「公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

電源立地地域対策交付金を公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等のための措置に要する経費の財源に充てるため、基金の設置目的を改めたいので提案する。

第 16 号議案

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例制定について

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年条例第11号)
の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

小倉・堂奥地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された舞鶴都市計画小倉・堂奥地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
堀地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された舞鶴都市計画堀地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第 2 安岡地区の部専用住宅地区の項アの欄第 2 号、和田地区の部アの欄第 2 号、天台・清道地区の部専用住宅地区の項アの欄第 2 号及び同部一般住宅地区の項アの欄第 2 号、女布北町地区の部アの欄第 2 号並びに田園町地区の部アの欄第 2 号中「一戸建兼用」を「兼用住宅」に改め、同表室牛地区の部アの欄第 2 号ただし書中「前号に該当するもの」を「都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する建築物」に改め、同欄第 3 号中「一戸建兼用」を「兼用住宅」に改め、同表に次のように加える。

小倉・奥地区	A	次の各号に掲げる建築物 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) 法別表第2(り)項に掲げる建築物							
	C	次の各号に掲げる建築物 (1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの							

	の (5) 自動車教習所 (6) 畜舎 (7) 法別表第2(と)項第1号から第4号までに掲げる建築物 (8) 風営法第2条第1項第1号から第3号まで若しくは第5号又は第5項に該当する営業の用に供する建築物								
堀地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 都市計画法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物 (2) 一戸建専用住宅(自己の居住の用に供するものに限る。)。ただし、都市計画法第29条第1項第2号に規定する建築物を除く。	10 分の20	10 分の6	100 m ²			10m		

(3) 兼用住宅で、 延べ面積の 2 分 の 1 以上を居住 の用に供し、か つ、第 10 号から 第 13 号までに掲 げる用途に供す る部分の床面積 の合計が 50m ² 以 下のもの								
(4) 長屋、共同住 宅、寄宿舍又は下 宿								
(5) 神社、寺院、 教会その他これ らに類するもの								
(6) 老人ホーム、 保育所、福祉ホー ムその他これら に類するもの								
(7) 老人福祉セン ター、児童厚生施 設その他これら に類するもので その用途に供す る部分の床面積 の合計が 600m ² 以 下のもの								
(8) 診療所又は助 産所								

		(9) ホテル又は旅館でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500m ² 以下のもの							
		(10) 主として当該地区整備計画区域の周辺の地域に居住している者の日常生活のため必要な物品の加工、修理等の業務を営む店舗、事業場その他これらの業務の用に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が50m ² 以下のもの							
		(11) 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店でその用途に供する部分の床面							

	積の合計が 150m² 以下のもの (12) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 50m² 以下のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) (13) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が 50m² 以下のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75							
--	--	--	--	--	--	--	--	--

		キロワット以下 のものに限る。)							
		(14) 集会所							
		(15) 農林水産物 の処理、貯蔵又は 加工に必要な施 設でその用途に 供する部分の床 面積の合計が 1,500m ² 以下のも の							
		(16) 前各号の建 築物に附属する もの							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市計画における小倉・堂奥地区及び堀地区の地区計画が決定したことに伴い、これらの地区計画の地区整備計画区域における建築物の制限について規定したいので提案する。

第 17 号議案

舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例の一部を
改正する条例制定について

舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例の一部
を改正する条例

舞鶴市新型コロナウイルス感染症緊急特別対策利子補給金基金条例(令和2年条
例第42号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)
附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータ
コロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健
機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)
である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染
症の定義を改めたいので提案する。

第 18 号議案

舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例を廃止する条例制定について

舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例を廃止する条例
舞鶴市滞在型農林業体験実習施設条例(平成 13 年条例第 2 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

施設の老朽化に伴い、滞在型農林業体験実習施設を廃止したいので提案する。

第 19 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の右に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加え、「第 22 条第 1 項第 1 号」を「第 18 条の 2 第 1 項第 1 号」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項第 1 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。))が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第 2 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「、地方税法第 314 条

の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第5項中「地方税法第313条第3項」と」の右に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附則第14項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第14項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第11条、第18条の2及び附則第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

地方税等における給与所得控除等の見直しによる国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料軽減措置に係る所得基準額を改める等所要の改正を行いたいで提案する。

第 20 号議案

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市介護保険条例(平成 12 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 1 号中「29,640 円」を「32,330 円」に改め、同項第 2 号中「39,520 円」を「43,110 円」に改め、同項第 3 号中「42,810 円」を「46,700 円」に改め、同項第 4 号中「55,980 円」を「61,060 円」に改め、同項第 5 号中「65,860 円」を「71,840 円」に改め、同項第 6 号中「75,740 円」を「82,620 円」に改め、同号ア中「第 35 条の 2 第 1 項」の右に「、第 35 条の 3 第 1 項」を、「得た額」の右に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第 7 号中「82,330 円」を「89,800 円」に改め、同項第 8 号中「98,790 円」を「107,760 円」に改め、同項第 9 号中「108,670 円」を「118,540 円」に改め、同項第 10 号中「118,550 円」を「129,310 円」に改め、同項第 11 号中「131,720 円」を「143,680 円」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「16,470 円」を「17,960 円」に改め、同条第 3 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「16,470 円」を「17,960 円」に、「23,060 円」を「25,150 円」に改め、同条第 4 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「16,470 円」を「17,960 円」に、「39,520 円」を「43,110 円」に改める。

附則中第 14 項を第 17 項とし、第 13 項を第 16 項とし、第 12 項の次に次の見出し及び 3 項を加える。

(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 13 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア及び第 10 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 14 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。
- 15 第 13 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- (適用区分)
- 2 この条例による改正後の第 4 条の規定は、令和 3 年度分以後の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険事業計画の見直しに伴い、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における 65 歳以上の被保険者の保険料率を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 21 号議案

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 205 条」の右に「・第 206 条」を加える。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 7 条第 5 項第 1 号中「いう。」の右に「第 48 条第 4 項第 1 号及び」を加え、同項第 2 号中「いう。」の右に「第 48 条第 4 項第 2 号において同じ。」を加え、同項第 3 号中「いう。」の右に「第 48 条第 4 項第 3 号において同じ。」を加え、同項第 4 号中「いう。」の右に「第 48 条第 4 項第 4 号において同じ。」を加え、同項第 5 号中「いう。」の右に「第 48 条第 4 項第 5 号、」を加え、同項第 6 号中「いう。」の右に「第 48 条第 4 項第 6 号、」を加え、同項第 7 号中「いう。」の右に「第 48 条第 4 項第 7

号、」を加え、同項第 8 号中「いう。」の右に「第 48 条第 4 項第 8 号及び」を加える。

第 32 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 33 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 33 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 33 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 34 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 35 条に次の 1 項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 40 条第 1 項中「協議会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第 60 条の 17 第 1 項及び第 88 条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 41 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 41 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 48 条第 1 項第 1 号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第 2 号中「とする。」を削り、同項第 3 号中「専ら」及び「とする。」を削り、

同号ただし書を削り、同条に次の 5 項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第 3 項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第33条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせること」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けること」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 58 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 60 条中「第 34 条から」を「第 33 条の 2 から」に、「、第 41 条及び第 42 条」を「及び第 41 条から第 42 条まで」に、「第 34 条及び第 35 条」を「第 33 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 60 条の 12 中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 60 条の 13 第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 60 条の 13 に次の 1 項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 60 条の 15 に次の 1 項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 60 条の 16 第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで

きるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 60 条の 17 第 1 項中「協議会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 60 条の 20 中「第 29 条」の右に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条まで」の右に「、第 41 条の 2」を、「規程」と、「」の右に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第 60 条の 20 の 3 前段中「第 29 条」の右に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条まで」の右に「、第 41 条の 2」を加え、同条後段中「第 60 条の 12 に規定する運営規程」を「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」に、「第 35 条において」を「第 35 条第 1 項において」に、「第 35 条中」を「第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に、「及び第 60 条の 13 第 3 項」を「、第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 60 条の 34 中「次に掲げる」を「、次に掲げる」に改め、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 60 条の 36 第 1 項中「安全・サービス提供管理委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 60 条の 38 中「第 29 条」の右に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条まで」の右に「、第 41 条の 2」を加え、「第 35 条中」を「第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 35 条第 1 項中」に、「「定期巡回・随時対

応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 3 項」を「第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 65 条第 1 項中「又は施設」の右に「(第 67 条第 1 項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第 66 条第 2 項中「第 83 条第 7 項」の右に「、第 111 条第 9 項」を加える。

第 67 条第 1 項中「とする。」を「とする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」に改める。

第 74 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 81 条中「第 29 条」の右に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条まで」の右に「、第 41 条の 2」を、「規程」と、」の右に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第 83 条第 6 項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第 84 条第 3 項中「第 112 条第 2 項」を「第 112 条第 3 項」に改める。

第 88 条中「行う会議」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 101 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 102 条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必

要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 109 条中「第 29 条」の右に「、第 33 条の 2」を加え、「第 41 条、第 42 条」を「第 41 条から第 42 条まで」に改め、「規程」と、」の右に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第 60 条の 13 第 3 項」を「第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 111 条第 1 項中「)をいう。」の右に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 111 条第 5 項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定認

知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の右に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 124 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 129 条中「第 29 条」の右に「、第 33 条の 2」を加え、「第 41 条、第 42 条」を「第 41 条から第 42 条まで」に改め、「規程」と、「」の右に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第 6 章第 4 節」と「」の右に「、第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第 139 条第 6 項第 1 号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 146 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 147 条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 147 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 150 条中「第 29 条」の右に「、第 33 条の 2」を加え、「第 41 条、第 42 条」を「第 41 条から第 42 条まで」に、「第 35 条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業

者」を「第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第 7 章第 4 節」と」の右に「、第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第 152 条第 1 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第 152 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第 3 項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 180 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第 47 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第 189 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き」を削り、同条第 8 項各号列記以外の部分中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 1 号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第 2 号から第 4 号までの規定中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第 13 項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加える。

第 159 条第 6 項第 1 号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。))」を加える。

第 160 条第 6 項中「行う会議」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 165 条の次に次の 2 条を加える。

(栄養管理)

第 165 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔^{くう}衛生の管理)

第 165 条の 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 170 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 171 条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 171 条に次の 1 項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 173 条第 2 項第 1 号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第 3 号中「研修」の右に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第 177 条第 1 項第 3 号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第179条中「第29条」の右に「、第33条の2」を、「第39条」の右に「、第41条の2」を、「規程」と、の右に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第182条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない。」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たすこと。」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。」に改め、同号ア(ウ)a及びbを削る。

第184条第8項第1号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第188条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第189条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第189条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第191条中「第29条」の右に「、第33条の2」を、「第39条」の右に「、第41条の2」を、「規程」と、の右に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 204 条中「第 29 条」の右に「、第 33 条の 2」を加え、「第 41 条、第 42 条」を「第 41 条から第 42 条まで」に改め、「規程」と、」の右に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第 60 条の 13」を「第 60 条の 13 第 3 項及び第 4 項並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 205 条を第 206 条とし、第 10 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第 205 条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 13 条第 1 項(第 60 条、第 60 条の 20、第 60 条の 20 の 3、第 60 条の 38、第 81 条、第 109 条、第 129 条、第 150 条、第 179 条、第 191 条及び前条において準用する場合を含む。)、第 116 条第 1 項、第 137 条第 1 項及び第 157 条第 1 項(第 191 条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第41条の2(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第32条、第56条、第60条の12(新条例第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(新条例第204条において準用する場合を含む。)、第123条、第146条、第170条及び第188条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定地域密着型サービス事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項(新条例第60条において準用する場合を含む。)&第60条の16第2項(新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第204条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 60 条の 13 第 3 項(新条例第 60 条の 20 の 3、第 60 条の 38、第 81 条、第 109 条及び第 204 条において準用する場合を含む。)、第 124 条第 3 項、第 147 条第 4 項、第 171 条第 3 項及び第 189 条第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- (ユニットの定員に係る経過措置)
- 6 この条例の施行の日以降、当分の間、新条例第 182 条第 1 項第 1 号ア(イ)の規定に基づき入居定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第 152 条第 1 項第 3 号ア及び第 189 条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この条例による改正前の舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 182 条第 1 項第 1 号ア(ウ)b の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。
- (栄養管理に係る経過措置)
- 8 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 165 条の 2(新条例第 191 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第 165 条の 2 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- (口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置)
- 9 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 165 条の 3(新条例第 191 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第 165 条の 3 中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- (事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)
- 10 この条例の施行の日から起算して 6 月を経過する日までの間、新条例第 177 条第 1 項(新条例第 191 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第 1 号から第 3 号までに定める措置を講ずるとともに、次の第 4 号に定める措置を講ずるよう

努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 11 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 173 条第 2 項第 3 号(新条例第 191 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めるものとする。

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 22 号議案

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 92 条」の右に「・第 93 条」を加える。

第 2 条第 1 号中「第 8 条の 2 第 14 項」を「第 8 条の 2 第 12 項」に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 9 条第 1 項中「又は施設」の右に「(第 11 条第 1 項において「本体事業所等」

という。)」を加える。

第 10 条第 2 項中「第 45 条第 7 項」の右に「及び第 72 条第 9 項」を加える。

第 11 条第 1 項中「とする。」を「とする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」に改める。

第 28 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 29 条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 29 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 29 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 31 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 32 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 33 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 38 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 38 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第50条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第45条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下」の右に「この章において」を加える。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条中「行う会議」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定

介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 66 条前段中「第 29 条」の右に「、第 29 条の 2」を加え、「第 32 条から第 37 条まで、第 38 条(第 4 項を除く。)から第 40 条まで」を「第 32 条から第 40 条まで(第 38 条第 4 項を除く。)」に改め、同条後段中「規程」と、」の右に「同項、第 29 条第 3 項及び第 4 項、第 29 条の 2 第 2 項、第 32 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 33 条第 1 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 29 条第 3 項及び第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第 72 条第 1 項中「)をいう。」の右に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 72 条第 5 項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

- 9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。))については、介護支援専門員である計画作成担

当者に代えて、第 6 項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第 73 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第 75 条第 1 項中「又は 2」を「以上 3 以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2)」に改め、同項ただし書を削る。

第 79 条第 3 項第 1 号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 80 条中「地域密着型介護予防サービス」の右に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第 81 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 82 条第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 82 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 87 条前段中「第 27 条」の右に「、第 29 条の 2」を加え、「第 37 条、第 38 条(第 4 項を除く。)、第 39 条、第 40 条(第 5 項を除く。)」を「第 37 条から第 40 条まで

(第 38 条第 4 項及び第 40 条第 5 項を除く。)」に改め、同条後段中「規程」と、」の右に「同項、第 29 条の 2 第 2 項、第 32 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 33 条第 1 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第 88 条第 2 項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第 40 条第 1 項に規定する運営推進会議における評価
第 92 条を第 93 条とし、第 5 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第 92 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 15 条第 1 項(第 66 条及び第 87 条において準用する場合を含む。)及び第 77 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第38条の2(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第28条、第58条及び第81条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項(新条例第66条において準用する場合を含む。)及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 23 号議案

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」の右に「・第36条」を加える。

第2条第3項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中「ごとに、」の右に「次に掲げる」を加え、「として次に掲げる事項」

を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条第2項第2号エ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改め、同号オ中「第32条第16号」を「第32条第17号」に改める。

第32条第9号中「行う会議」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第34条中「第12条第1項」を「第12条」に、「法第58条第2項」を「同条第1項」に改める。

第35条を第36条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作

成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第5項及び第28条の2（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるように努めなければ」とし、新条例第19条（新条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第19条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- (指定介護予防支援事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 24 号議案

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 33 条」の右に「・第 34 条」を加える。

第 2 条に次の 2 項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 6 条第 2 項中「できること」の右に「、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービ

ス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第 15 条第 9 号中「行う会議」の右に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条中第 30 号を第 31 号とし、第 21 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。の総額が法第 43 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ること。

第 20 条中「として次に掲げる事項」を削り、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 21 条に次の 1 項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の

体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 23 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 24 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 29 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

と。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条を第34条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。)及び第15条第28号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第 2 条第 5 項及び第 29 条の 2(新条例第 32 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第 20 条(新条例第 32 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第 20 条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 21 条の 2(新条例第 32 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第 21 条の 2 第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定居宅介護支援事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 23 条の 2(新条例第 32 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第 23 条の 2 中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 25 号議案

舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会条例制定について

舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会条例

(設置)

第 1 条 本市における人権教育・啓発推進計画(人権教育及び人権啓発の推進を図るための計画をいう。以下同じ。)に関する事項を調査し、及び審議するため、舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、人権教育・啓発推進計画の策定、実施その他必要な事項について調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民文化環境部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

提案理由

本市の人権教育・啓発推進計画に関する事項を調査し、及び審議するため、人権教育・啓発推進計画審議会を設置することとし、その組織、運営等の必要な事項を定めたいので提案する。

第 26 号議案

舞鶴市子育て交流施設条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市子育て交流施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市子育て交流施設条例の一部を改正する条例

舞鶴市子育て交流施設条例(平成26年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第4条 子育て交流施設の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

(入館料)

第5条 子育て交流施設の入館料は、無料とする。ただし、市外に居住する者が子育て交流施設に入館する場合は、1人1回につき200円の入館料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、前項ただし書に規定する入館料を減免することができる。

第8条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

市民の利用の機会の確保を図るため、市外に居住する者の子育て交流施設の入館料を有料としたいので提案する。

第 27 号議案

辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画(令和 2 年 3 月策定)について、西大浦、田井、池内及び岡田中・八雲の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画を、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)に基づき、別紙のとおり変更する。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

別 紙

総 合 整 備 計 画 書

京都府舞鶴市 西大浦 辺地
 辺地人口 439 人
 面 積 15.6 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 千歳、大丹生、瀬崎、佐波賀
 (2) 地域の中心位置 字大丹生小字栗崎 1
 (3) 辺 地 度 点 数 153 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、大浦半島の西端にあり、市街地からは約 12km 離れている半農半漁の集落が点在する地域であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、下水処理施設の整備及び除雪機械の配備を行うものである。

併せて、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路の整備を行うとともに、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
下 水 処 理 施 設	舞鶴市	86,000	64,400	21,600	21,600
除 雪 機 械	〃	14,000	—	14,000	14,000
道 路 (産 業 振 興)	〃	13,600	—	13,600	13,600
消 防 施 設	〃	2,400	—	2,400	2,400
合 計		116,000	64,400	51,600	51,600

別 紙

総 合 整 備 計 画 書

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 251 人
 面 積 12.0 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
 (2) 地域の中心位置 字田井小字浜 956
 (3) 辺 地 度 点 数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図るため、漁業経営近代化施設の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を目的として、下水処理施設の整備及び除雪機械の配備を行うとともに、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
漁業経営近代化施設	舞鶴市	79,148	55,520	23,628	23,600
下 水 処 理 施 設	〃	21,100	14,550	6,550	6,500
除 雪 機 械	〃	4,000	—	4,000	4,000
消 防 施 設	〃	2,400	—	2,400	2,400
合 計		106,648	70,070	36,578	36,500

別 紙

総 合 整 備 計 画 書

京都府舞鶴市 池内 辺地

辺地人口 68 人

面 積 9.9 km²

1 辺地の概要

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 岸谷、白滝

(2) 地域の中心位置 字岸谷小字野手 235 の 1

(3) 辺 地 度 点 数 124 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の南端にあり、市街地から約 11 km離れた山間地の農村地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (産 業 振 興)	舞鶴市	110,000	—	110,000	110,000
消 防 施 設	〃	2,400	—	2,400	2,400
合 計		112,400	—	112,400	112,400

別 紙

総 合 整 備 計 画 書

京都府舞鶴市 岡田中・八雲 辺地

辺地人口 306 人

面 積 24.2 km²

1 辺地の概要

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 河原、下見谷、長谷、上漆原、下漆原、和江

(2) 地域の中心位置 字和江小字平田 572

(3) 辺 地 度 点 数 111 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の西端にあって、市街地から北西約 12 km離れた山間地の農林業中心の集落であり、地域の農林業振興を図ることを目的として、市街地と集落を結ぶ道路及び林道の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を目的として、除雪機械の配備を行うとともに、火災時における消火の迅速化を図るため、小型動力ポンプ搬送車を配備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	61,000	—	61,000	61,000
除 雪 機 械	〃	6,000	—	6,000	6,000
消 防 施 設	〃	2,400	—	2,400	2,400
合 計		69,400	—	69,400	69,400

提案理由

西大浦辺地、田井辺地、池内辺地及び岡田中・八雲辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更したいので提案する。

参 考

総 合 整 備 計 画 書(令和 2 年 3 月策定)

京都府舞鶴市 西大浦 辺地
 辺地人口 439 人
 面 積 15.6 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 千歳、大丹生、瀬崎、佐波賀
 (2) 地域の中心位置 字大丹生小字栗崎 1
 (3) 辺 地 度 点 数 153 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、大浦半島の西端にあり、市街地からは約 12km 離れている半農半漁の集落が点在する地域であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、下水処理施設の整備及び除雪機械の配備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
下 水 処 理 施 設	舞鶴市	86,000	64,400	21,600	21,600
除 雪 機 械	〃	14,000	—	14,000	14,000
合 計		100,000	64,400	35,600	35,600

参 考

総 合 整 備 計 画 書(令和 2 年 3 月策定)

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 251 人
 面 積 12.0 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺 地 度 点 数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図るため、漁業経営近代化施設の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を目的として、下水処理施設の整備及び除雪機械の配備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
漁業経営近代化施設	舞鶴市	79, 148	55, 520	23, 628	23, 600
下 水 処 理 施 設	〃	21, 100	14, 550	6, 550	6, 500
除 雪 機 械	〃	4, 000	—	4, 000	4, 000
合 計		104, 248	70, 070	34, 178	34, 100

参 考

総 合 整 備 計 画 書(令和 2 年 3 月策定)

京都府舞鶴市 池内 辺地
 辺地人口 68 人
 面 積 9.9 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 岸谷、白滝
- (2) 地域の中心位置 字岸谷小字野手 235 の 1
- (3) 辺 地 度 点 数 124 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の南端にあり、市街地から約 11 km離れた山間地の農村地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	110,000	—	110,000	110,000
合	計	110,000	—	110,000	110,000

参 考

総 合 整 備 計 画 書(令和 2 年 3 月策定)

京都府舞鶴市 岡田中・八雲 辺地
 辺地人口 306 人
 面 積 24.2 km²

1 辺地の概要

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河原、下見谷、長谷、上漆原、下漆原、和江
- (2) 地域の中心位置 字和江小字平田 572
- (3) 辺 地 度 点 数 111 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の西端にあって、市街地から北西約 12 km離れた山間地の農林業中心の集落であり、地域の農林業振興を図ることを目的として、市街地と集落を結ぶ道路及び林道の整備を行うものである。

併せて、地域住民の生活環境の向上を目的として、除雪機械の配備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 2 年度から令和 4 年度まで 3 年間)

(単位:千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (産 業 振 興)	舞鶴市	61,000	—	61,000	61,000
除 雪 機 械	〃	6,000	—	6,000	6,000
合 計		67,000	—	67,000	67,000

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
(昭和 37 年法律第 88 号) 抜 粋

(定義)

第 2 条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

(1) 電灯用電気供給施設

(2) 道路及び渡船施設

(3) 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎

(4) 診療施設

(5) 飲用水供給施設

(6) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

(総合整備計画の策定等)

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 整備しようとする公共的施設

(2) 整備の方法

(3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項につい

て定めるよう努めるものとする。

(1) 整備を必要とする辺地の事情

(2) その他総務省令で定める事項

4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

(第6項及び第7項 略)

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第 28 号議案

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線を変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

路 線 名	変更	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
三の丸東通5号線	前	舞鶴市字円満寺小字三ノ丸裏 100 番 8 から	
		舞鶴市字円満寺小字三ノ丸裏 100 番 15 まで	
	後	舞鶴市字円満寺小字三ノ丸裏 77 番 1 から	
		舞鶴市字円満寺小字三ノ丸裏 100 番 15 まで	
五反田2号線	前	舞鶴市字公文名小字五反田 111 番 7 から	
		舞鶴市字公文名小字五反田 110 番 4 まで	
	後	舞鶴市字公文名小字五反田無番地 から	
		舞鶴市字公文名小字五反田 110 番 4 まで	

提案理由

円満寺地区ほか 1 地区の市道路線の変更を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。